

報告事項 1

成年年齢引き下げ後の成人式対象年齢について

令和4年（2022年）4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

成人式のあり方については、法律による決まりはなく各自治体の判断で実施されているところですが、令和4年度以降に開催する成人式の対象年齢について、近隣自治体の状況等を踏まえ検討を重ねた結果、茂原市では引き続き20歳とすることに致しました。

なお、「成人式」という式典の名称や開催時期については、引き続き検討してまいります。

20歳を対象とした理由

- ・令和4年度に18歳を迎える市内全中学校3年生の生徒とその保護者にアンケートを実施したところ、多数が20歳を希望する結果となったこと（参照：図1）
- ・18歳ですべての権利が認められるわけではなく、20歳は引き続き節目の年となること（参照：図2）
- ・18歳は大学受験や就職活動と時期が重なるため、参加が難しくなること
- ・18歳とした場合、令和4年度は18歳・19歳・20歳が成人式の対象となり、参加者や式典の運営に混乱が生じる恐れがあること

図1

アンケート結果

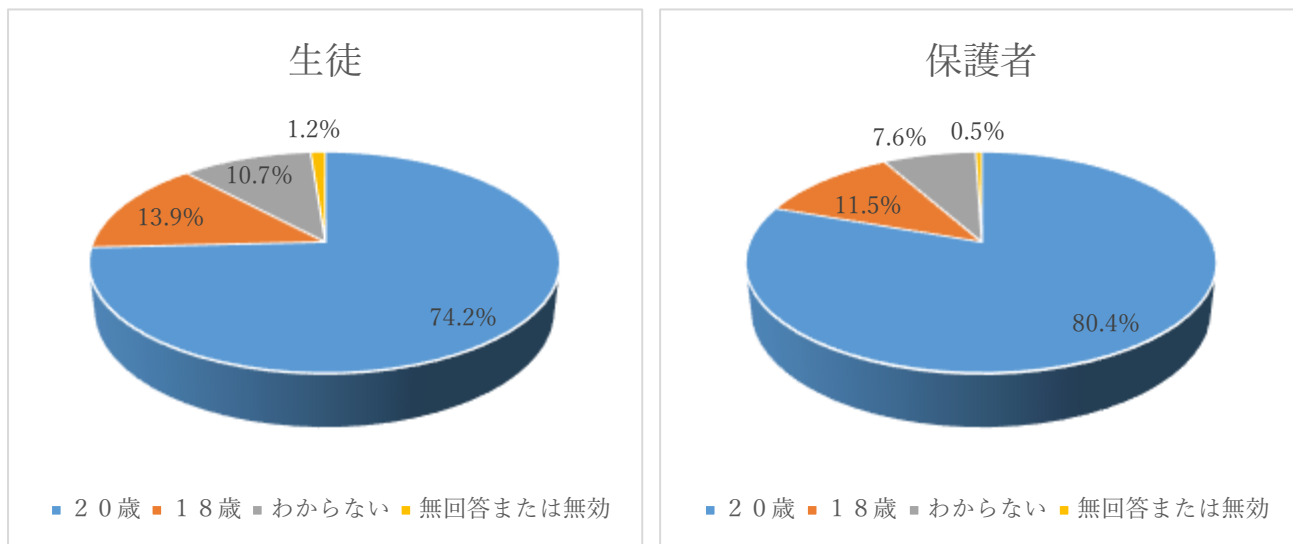


図2

成年年齢の引き下げで変わるもの・変わらないもの（一例）

18歳（成年）でできること	・ローン、クレジットカードなどを親の同意なしに契約できる ・司法書士、医師免許などの国家資格を取る
20歳にならないとできないこと	・飲酒および喫煙 ・養子を迎える ・競馬や競輪などの投票権（馬券等）を買う